

医院経営に使える補助金・助成金・税制特典

税理士法人ブレインパートナー



区分	特徴	例
補助金	一定要件を満たした事例につき審議が行われ、採択された案件につき支援が受けられる	創業補助金 ものづくり補助金
助成金	要件を満たす場合に支援が受けられる	キャリアアップ助成金 両立支援等助成金 トライアル雇用奨励金
税制特典	一定要件を満たしたうえで、確定申告をすることにより税金の軽減が受けられる	雇用促進税制 設備投資促進税制

経営革新等支援機関(認定支援機関)について

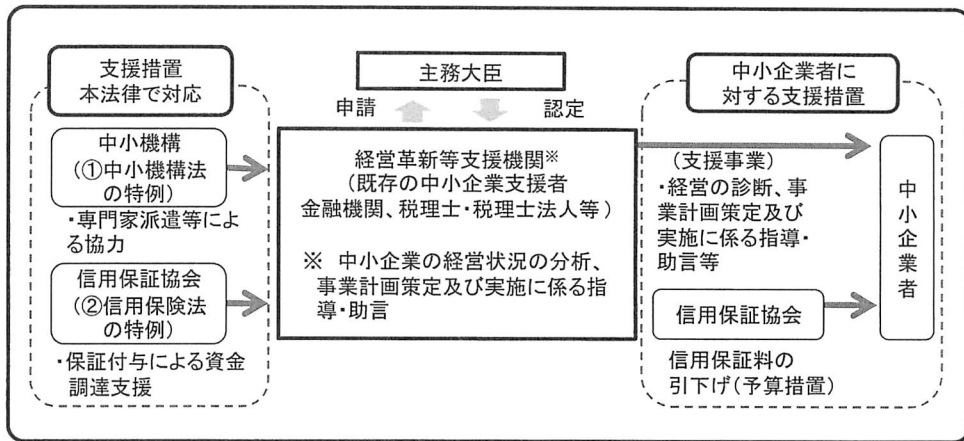
平成24年8月に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、10月28日時点で全国18,806機関(中部1,907機関)の専門家(法人、個人)を経営革新等支援機関として認定。主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ(計画実行支援)
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

経営革新等支援機関の制度概要

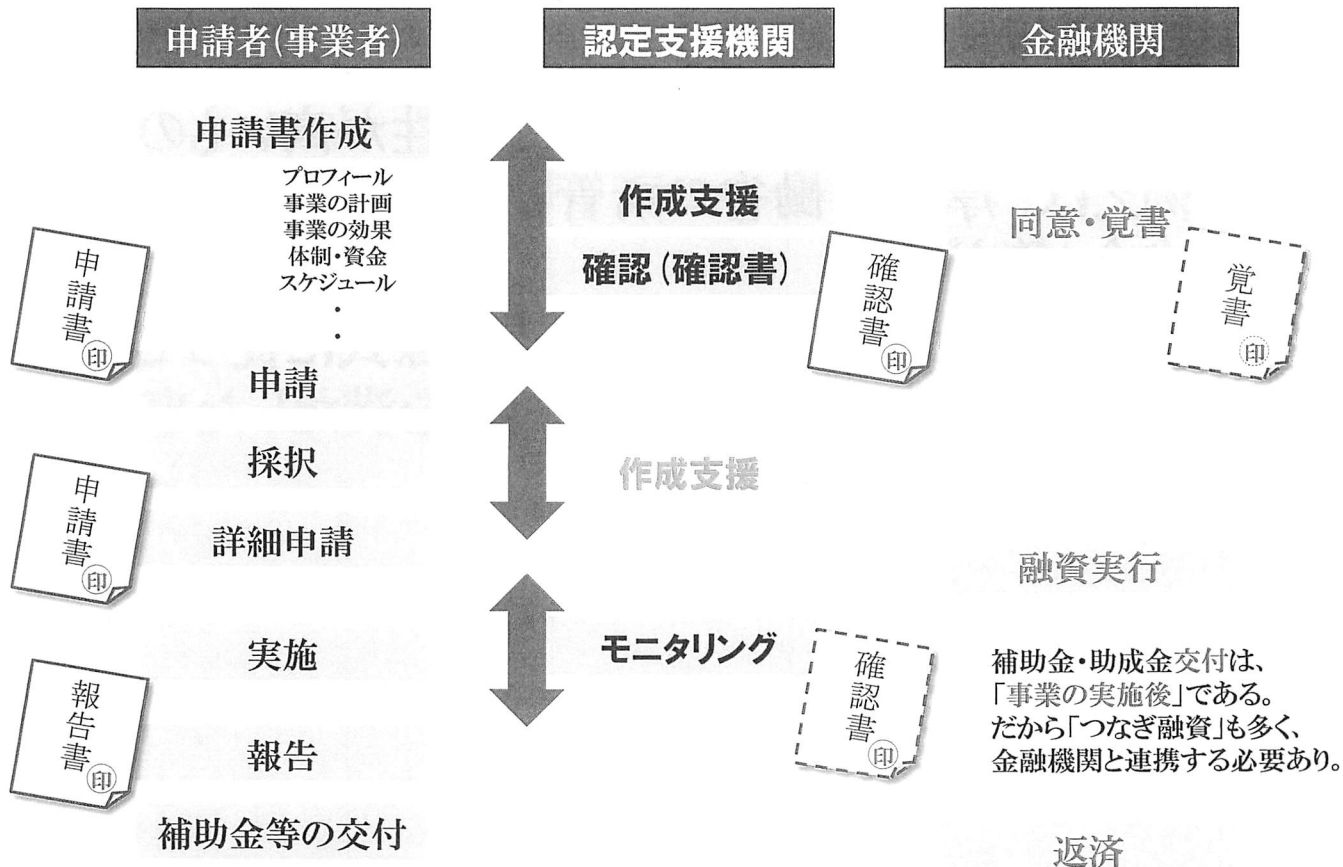
※中部の認定支援機関一覧(中部経済産業局HP)
<http://www.chubu.meti.go.jp/chuki/sesaku/kyokahou/7kaime/7kaime-nintei.html>

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決。
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額(▲0.2%)。



	税理士(個人)	税理士法人	公認会計士	監査法人	弁護士	弁護士法人	商工会	商工会議所	中央会	中小企業診断士	社会保険労務士	行政書士	コンサル等	NPO法人	一般財団・一般社団	公益財団・公益社団	金融機関	その他	合計
全国	13,042	1,604	1,225	56	1,240	68	47	262	37	286	5	8	287	22	55	47	473	42	18,806
中部	1,396	178	83	3	100	6	5	35	3	10	0	0	19	0	6	4	58	1	1,907

補助金等に関する支援機関の役割



補助金等と認定支援機関のかかわり①



代表的な補助金案件 ～今後も増加する傾向へ～

ものづくり補助金				事業名	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 (中小企業庁)	
概要	認定支援機関の役割		金融機関の役割		内容	応募状況
	きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援	計画策定～実行をサポート (申請時に支援確認が必要)		(つなぎ融資の了承があるとベター)		補助上限額は、補助対象経費の3分の2以内で、1,000万円以内
確認書等		◎	覚書等	△		
状況	今年度は終了。	来年度	中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業 予算額 1,400億円			
創業補助金				事業名	地域需要創造型等起業・創業促進補助金 (中小企業庁)	
概要	認定支援機関の役割		金融機関の役割		内容	応募状況
	地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業や、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業、また、海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業を支援。(女性や若者の地域での起業や後継者の新分野への挑戦を支援)	計画策定～実行をサポート (申請時に支援確認が必要)		金融機関以外の認定支援機関の場合、つなぎ融資等について金融機関との間に締結した覚書等の写しが必要		補助率2/3 ①地域需要創造型 補助上限額200万円 ②第二創業 補助 上限額500万円 ③海外需要獲得型 補助上限額700万円
確認書等		◎	覚書等	◎		
状況	今年度は終了。	来年度	創業促進補助金 予算額 44億円			

代表的な補助金案件 ～今後も増加する傾向へ～

経営改善計画策定事業				事業名	(中小企業庁)	
概要	認定支援機関の役割		金融機関の役割		内容	応募状況
	認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、その計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが支援。	認定支援機関が経営改善計画の策定を支援することが条件		金融支援についての同意が必要		中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担。
確認書等		◎	覚書等	◎		
状況	受付中。	来年度	平成26年3月⇒平成27年3月まで基金設置期限延長			

平成26年受付分名古屋市小規模企業者設備投資促進補助金のご案内

名古屋市内の事業所で小規模企業者の方が機械・設備等を設置する場合に、その経費の一部を助成します。平成26年1月6日以降に機械・設備等を設置される事業者の方について「事業計画の認定申請」の受付を行います。

※ 小規模企業者とは、「中小企業基本法に定める小規模事業者（従業員数20人以下、商業・サービス業は5人以下）の企業または個人の方」となります。

①必要な手続き

○補助制度の対象者や対象機械設備などについて補助要件を定めていますので、補助制度の概要（2ページ）をご覧ください、要件を満たしているかどうかご確認ください。

補助要件

■補助要件については、2ページの「③補助制度の概要」をご覧ください。

○補助金の交付を受けるには、**機械・設備等を設置（取得）する前に**、事業計画の認定申請を行い、認定を受けることが必要です。（申請前に設置・取得したものは、対象となりません。）

申請対象の機械・設備等の取得時期及び要件	申請書受付期間
<p>今回の募集は、事業計画の認定申請をした日から平成26年12月31日までの間に設置（取得）し、平成27年1月末日までに税務申告を行うものが対象です。</p> <p>ただし、いかなる理由であっても、平成26年12月31日までに認定を受けた事業計画どおり、機械・設備等を取得できなかった場合は、補助金が交付されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所に設置するものであること ・認定申請後に設置（取得）する機械・設備等であること ・機械・設備等の取得価額の合計が300万円以上であること ・市内に本店を有し、かつ、市内で10年以上事業を営んでいること ・市内に本店または支店のある事業者に発注するものであること など 	<p>平成26年1月6日（月） ～平成26年9月30日 （火）までの間 （ただし、この期間内であっても募集予定枠に到達した時点で受付を終了します。）</p>

②事業計画の認定申請の受付

平成26年1月6日（月）より受付開始

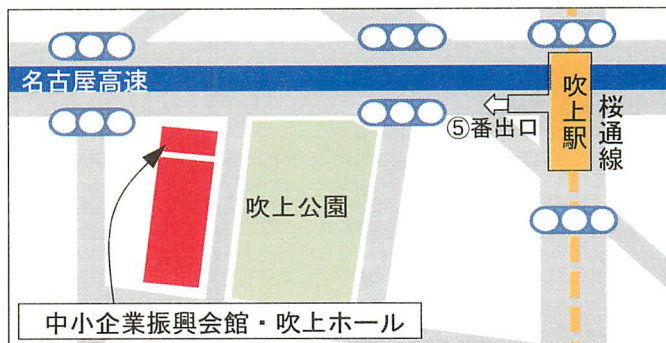
事業計画 認定申請

■受付場所 公益財団法人 名古屋市小規模事業金融公社
千種区吹上二丁目6-3 名古屋市中企業振興会館5階 電話：052-735-2123
※ 地下鉄桜通線「吹上」駅5番出口より西へ徒歩5分

■受付時間

平成26年1月6日（月）より
平日 午前9時～午後4時まで受付
（土日祝日を除く月曜日～金曜日）

※申請書類は、直接、ご持参ください。
（郵送・FAXでは受付していません）



○受付状況等については、公益財団法人 名古屋市小規模事業金融公社までお問合せください。

チェック欄（該当しているかどうかご確認ください）

③補助制度の概要

<p>補助対象者</p>	<p>○以下の全ての要件を満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法に定める小規模事業者（従業員数 20 人以下、商業・サービス業は 5 人以下）の企業または個人 ・ 市内に本店を有すること ・ 市内で継続して <u>10 年以上事業を営んでいること</u>（個人事業主の場合は、市民であることも必要です） ・ （申請日に）55 歳を超える方の場合は、後継者がいること ・ 税を滞納していないこと ・ 風営法の営業許可を受ける対象でないこと ・ 名古屋市暴力団排除条例に規定される暴力団員、暴力団員と密接な関係を有しないこと
<p>補助対象設備</p>	<p>○以下の全ての要件を満たす機械・設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の対象となる償却資産のうち、構築物（第 1 種）、機械及び装置（第 2 種）、工具、器具及び備品（第 6 種）に定められる機械・設備等であること ※<u>車両及び運搬具（第 5 種）は対象外</u>です。 ・ 本市の固定資産課税台帳（償却資産）に登載される機械・設備等で、取得価額が 300 万円以上であること ・ <u>環境に配慮した機械・設備等</u>であること ・ 中古品またはリース契約に基づくものでないこと ・ 複数の事業者で共同所有するものでないこと ・ 建築確認など必要な法令が守られていること ・ 設置等する事業所の土地または建物が補助事業者と異なる場合は、書面にて許可を受けていること ・ 設置等にあたり、市内に本店または支店のある事業者に発注するものであること ・ 補助事業は、事業計画認定申請後に着手すること（申請前にすでに購入・取得済みのものは対象となりません。） ・ 本市の他の補助金の交付対象となっていないこと
<p>補助対象経費</p>	<p>○固定資産課税台帳（償却資産）に登載された機械・設備等の取得額 ※固定資産課税台帳に登載されないものは対象外です。</p>
<p>補助率・限度額</p>	<p>○補助率：補助対象経費の 10%以内 ○補助限度額：1 企業・個人あたり 300 万円以内</p>
<p>（ご注意）</p> <p>○設置する機械・設備等を固定資産課税台帳に登載できなかったなど補助要件に適合しなくなった場合は、事業計画認定を取り消すことがあります。</p> <p>○申請者や事業所所在地に変更等があった場合は届出が必要です。また、補助事業を休止・廃止する場合はすみやかに申し出ることが必要です。なお、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年以内に補助金の対象となった事業を休止・廃止した場合は、補助金を返還していただくことがあります。</p>	

補助金申請事例

(様式1)

平成26年 6 月 日

公益財団法人あいち産業振興機構
理事長 志 治 孝 利 殿

住 所〈法人等の住所〉：(〒 —)

〈法人名・屋号〉：

氏名〈代表者職・氏名〉：

印

※平成25年3月23日以降に、本事業計画書に基づく事業を実施するための個人開業又は法人設立を行っている方は、〈 〉内に従い、記載ください。

平成25年度補正予算 創業補助金 事業計画書『創業』

平成25年度補正予算創業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり事業計画を提出します。
また、5. の誓約が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

記

- 事業テーマ名 : 高度医療機器を活用した高齢化に対する予防医学に重点をおいた●●町唯一の地域密着型整形外科クリニックの開院
(事業内容を的確に表現した簡潔な名称を30字程度で記載してください。)
- 事業計画の骨子 : 高齢化が進む●●町において、骨粗鬆症等を中心とした加齢性疾患を専門的に扱い、それらの診断・治療・予防・啓蒙活動を総合的に行うことで、●●町健康寿命を延ばしていくことを使命とする。
(様式2の事業計画書と整合をとりながら、事業内容の要約文を100字程度で記載してください。)
- 補助金交付希望額 : 2,000,000 円
(様式2(4)経費明細表(C)の額を記載してください。)
- 補助事業期間 : 当該補助事業を行う期間は、以下の通りです。

交付決定日以降 ～ (事業完了予定日) 平成 27 年 8 月 31 日

(事業完了予定日は、平成27年8月31日迄の日を記載してください。)

5. 誓約

- ①私(当社)は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私(当社)現在、訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ③私(当社)現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
- ④私(当社)は、補助事業期間中及び補助事業期間終了後も、本事業を実施していく上で法令を順守することを確約します。

(注) ・本様式は1頁以内に収めてください。

・必要添付書類については、募集要項11ページ【提出必要書類】をご確認ください。

(様式2)

事業計画書

《 応募時点において、 創業済み、 創業前 》

※再応募の方は、これまでに応募された募集回にチェックをしてください。

平成24年度補正予算→ 第1回一次締切、 第1回二次締切、 第2回一次締切、 第2回二次締切、 第3回一次締切、 第3回二次締切平成25年度補正予算→ 一次締切

(1) 応募者の概要等(項目を確認の上、記載してください。選択項目は、該当するものに☑してください。)

①応募者

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)	
連絡先住所等	〒 -	本事業創業直前の職業			<input type="checkbox"/> 1. 会社役員 <input type="checkbox"/> 2. 個人事業主 <input type="checkbox"/> 3. 会社員 <input type="checkbox"/> 4. 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 5. パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 6. 学生 <input type="checkbox"/> 7. その他(病院勤務)	
	携帯電話					
	F A X					
	E-mail					
本事業以外の事業経営経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在もその事業を続けている。 ↳ 事業形態 [<input type="checkbox"/> 個人事業、 <input type="checkbox"/> 会社、 <input type="checkbox"/> 企業組合・協業組合、 <input type="checkbox"/> 特定非営利法人] 事業内容 [] ※応募事業と類似の事業の場合は、差別化している点を「(2) ①事業の具体的な内容」に記載してください。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたが、既にその事業をやめている。(やめた時期: <input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成 年 月)					
職 歴	<input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平 年 月 月 日から					
	<input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平 年 月 月 日から					
	<input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平 年 月 月 日から					
	<input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平 年 月 月 日から					
	<input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平 年 月 月 日から					
	<input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平 年 月 月 日から					

②実施形態

開業・法人設立日(予定日)	平成 年 月 日 (補助事業期間内に開業又は法人設立を行う必要があります。)		ふりがな 法人名(屋号)	
特定非営利活動法人の場合のみ記載	特定非営利活動の種類	<input type="checkbox"/> 7) 中小企業者と連携して事業を行うもの <input type="checkbox"/> 4) 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの <input type="checkbox"/> 4) 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの		
事業実施地(予定地)	〒 -	事業形態		<input type="checkbox"/> 1. 個人事業 ↳ <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の法人化も検討している <input type="checkbox"/> 2. 会社設立 ↳ <input type="checkbox"/> 2-1 株式会社 <input type="checkbox"/> 2-2 合名会社 <input type="checkbox"/> 2-3 合資会社 <input type="checkbox"/> 2-4 合同会社 ↳ <input type="checkbox"/> 個人事業からの法人化 <input type="checkbox"/> 3. 組合設立 ↳ <input type="checkbox"/> 3-1 企業組合 <input type="checkbox"/> 3-2 協業組合 <input type="checkbox"/> 4. 特定非営利活動法人設立 ↳ <input type="checkbox"/> 個人事業からの法人化
主たる業種(日本標準産業分類中分類を記載)	中分類名: 無床診療所 コード(2桁): 83			
資本金又は出資金(会社・組合)	千円 (うち大企業からの出資: 千円)			
株主又は出資者数(会社・組合)	名 (うち大企業からの出資: 名)			
役員・従業員数	計合	9 名	訳内	<input checked="" type="checkbox"/> 役員:(法人のみ) 名 (うち大企業の役員又は職員を兼ねている者: 名)
				<input checked="" type="checkbox"/> 1 個人事業主 1 名

各項目について記載内容が多い場合は、行数を適宜増やしてください。

		②従業員： 4 名	③パート・アルバイト： 4 名
事業に要する許認可・免許等 (必要な場合のみ記載)		許認可・免許等名称： 診療所開設届 取得見込み時期： H 年 月	

(2) 事業内容 (事業全体について、詳しく記載してください。枠に収まらない場合は適宜広げてください。複数ページなっても構いません。)

①事業の具体的な内容

現在、●●町では高齢化が進んでいるが、高齢化が進むことによりロコモティブシンドローム（以下ロコモという。）の増加という新たなリスクの増加については、まだまだ認知がされていないという現状がある。ロコモとは運動器の障害により、要介護になるリスクの高い状態になることを言い、健康寿命の短縮や、寝たきり状態の原因の一つとなっている。

一般に高齢化に伴う病気や慢性疾患として、認知症やメタボリックシンドローム（以下メタボという。）等が挙げられることは多いが、急速に高齢化が進む日本においては、ロコモはこれら二つと同等か、それ以上に誰しもがなり得る国民病といっても過言ではない。実際のデータとしてロコモの大きな原因となる「運動器自体の疾患」と「加齢による運動器機能不全」のうち大きな割合を占める整形外科疾患の「変形性関節症」と「骨粗鬆症」の推定患者数は日本国内で4,700万人にもものぼると考えられている。●●町においてロコモに対する診断・治療・予防・啓蒙活動を総合的に行うには運動器の専門家である整形外科医の積極的な介入が必要不可欠であり、健康寿命を少しでも延ばすべく、今回、●●町に整形外科クリニックを開院することとした。

以上のことを可能とすべく、医療機器については、より正確な骨粗鬆症の診断が可能な高度骨密度測定器を開業時より導入することで、●●町内における骨粗鬆症予防・治療に対して積極的な推進を行い、さらにはリハビリ室を広く設計し、筋力低下に対して無理なく筋力測定・筋力強化訓練ができる最新トレーニングマシンを設置することで、加齢による運動器機能不全（筋力低下予防）の予防に最大限努めていくことを大きな目標としている。

②本事業の動機・きっかけ及び将来の展望

町の保健福祉計画で「いつまでも健康で、生き生きとした生きがいのある生涯現役で実りある人生と心豊かな暮らしの実現」を理念として述べているにもかかわらず、理念を実現するために重要な役割を果たす地域に密着した整形外科クリニックが平成26年6月現在●●町内には一つもないのが現状である。

この事態に大きな不安を抱いていた近隣のクリニック院長が、時期を同じくして地域密着型クリニックを自分の手で作り上げ、自分の力が発揮できる場所を探していた私に声を掛けていただいたのが始まりである。

病院での勤務医時代は高齢化社会に対する予防医学の重要性は常々感じてはいたが、地域の中核病院であるが故に、予防より治療という観点で診療に専念せざるを得ない状況であった。その点クリニックを開設することで、自分が理想とする予防医学の実践を具体化することができ、さらにはロコモ等で●●町内で整形外科クリニックが大きなニーズがあるということも事前に知ることができたので、この●●町でクリニックを開設することを決意した。

また、クリニックを開設・運営していく中で、集積されたデータを分析・解析し、学会発表や地域住民に対する講演会等を積極的に行い、●●町の整形外科分野における予防医学の疫学・啓蒙に貢献していくことをお約束する。また入院施設を有している●●病院とも連携を取り合うことで、地域連携パス等、より一層地域に密着した診断・治療を確立し、●●町の整形外科疾患を街全体で予防・治療を行い、その中心的役割を担っていくことを目標とする。

③本事業の知識、経験、人脈、熱意

●●町の65歳以上の高齢者の割合は平成19年では18.3%であるのに対して、平成24年では21.8%に達し、●●町も例外なく急速に高齢化が進んでいる。にもかかわらず、健康寿命に大きく関わっている地域密着型の整形外科クリニックが●●町には一件もない。

私は、平成12年に医学部を卒業後、14年間にわたり整形外科医として、地域の中核病院で勤務してきた。その間、整形外科専門医、整形外科学会認定リハビリ医、認定リウマチ医、産業医等の資格を取得してきたが、病院での勤務時代には、「同じ高齢者でも生き生きと外来に來られる患者さんいれば、寝たきりのまま外来に運ばれてくる患者さん等、何故こんなに違いがあるのか」ということに常々疑問を感じていた。言うに及ばず、治療を必要とするのは主に後者であるが、皆が前者であれば、とても生き生きとした人生・社会を形成できるのではないかと考えていた。この「生き生き度」に整形外科疾患の予防・治療がとても重要な役割を果たしているということが学会等で盛んに言われるようになり、特に整形外科分野では骨粗鬆症が大きく関与していることが判明し、高齢化社会においてこの疾患をいかに予防していくかが重要であることが分かってきた。私は今まで多忙を極める病院勤務であったため、治療に専念せざるを得ない状況であり、予防医学に対して時間を費やすことはできなかったが、この度、地域密着型のクリニックを開設することで、今まで自分が疑問に思ってきたことを具体化することができ、大きなニーズのある●●町でお役にたてるであろうと考え、●●町で開院に向けて準備を進めている。

私は現在、日本整形外科学会、日本骨粗鬆症学会、日本リウマチ学会、日本リハビリテーション学会等に所属しており、自身が学会誌の購読や学会参加等で日々最新の知識を得るのももちろんのこと、スタッフにも積極的に勉強会・研究会・学会に参加させることで当クリニックの医療レベルを総合的に押し上げ、●●町内のロコモ対策の中心的存在になりたいと考えている。

以上のことを実践していくことにより、●●町の保健福祉計画で述べている理念「いつまでも健康で、生き生きとした生きがいのある生涯現役で実りある人生と心豊かな暮らしの実現」を整形外科かんてんからより具体化・実現でき、行政が目指す未来の●●町に一役買えるのではないかと考えている。

④本事業全体に係る資金計画（新事業の立ち上げ（準備から補助事業期間の終了までの間）に必要な全ての資金と調達方法を記載してください。）（単位：千円）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	(内容) 保証金（土地）、建物、企画・設計等	152,000	自己資金	
	医療機器	30,000	金融機関からの借入金 (調達先) ●●銀行	210,000
	開業費（工事中地代等）	2,000		
	不動産取得税等	2,000		
医師会入会金	3,000			
設備資金の合計		189,000	その他（本事業の売上金、親族からの借入金等） (内容) 医業収益	62,600
運転資金	(内容) 人件費	25,480	補助金交付希望額 ((4)経費明細表(C)の額と一致。補助金は補助事業実施期間終了後に検査を経てお支払する形となりますので、補助金支払いまでの間、応募者ご自身で補助金交付希望額相当額を手当していただく必要があります。その手当方法について、下表《補助金交付希望額相当額の手当方法》に記載してください。)	2,000
	医薬品、検査外注、医療用消耗品等	13,200		
	地代	6,000		
	リース料	2,040		
	広告宣伝費	1,800		
	固定資産税	1,395		
	借入金利息	4,200		
	その他経費	31,485		
運転資金の合計		85,600		
合計		274,600	合計	274,600

【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】

〈必須要件〉

- 既に調達済み
 補助事業実施期間中に調達見込みがある
 将来的に調達見込みがある

《補助金交付希望額相当額の手当方法》（単位：千円）

方法	金額
自己資金	2,000
金融機関からの借入金（調達先：）	
その他（調達先：）	
合計額（(4)経費明細表(C)の額と一致）	2,000

⑤事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1年目	平成26年8月 診療所の開設、保険医療機関への登録 平成26年9月 保険医療機関としての診療開始
2年目	平成27年 スタッフのスキルの均一化を早期に定着させる 平成27年 開業後半年前後を目途に接客等マナー面での見直しを図り、研修等により、さらに患者さんが接しやすい、安心していただけるクリニックを目指す 平成27年 問題点等を早期に洗い出し、常に改善を行っていける体制を確立する
3年目	平成28年 院長だけでなく、スタッフにも各種学会への参加を積極的に促し、総合的な医療レベルの向上を図る

⑥売上・利益等の計画

	1年目（年月～年月期）	2年目（年月～年月期）	3年目（年月～年月期）
(a)売上高	62,678千円	102,971千円	110,179千円
(b)売上原価	13,248千円	21,765千円	23,288千円
(c)売上総利益(a-b)	49,430千円	81,206千円	86,891千円
(d)販売管理費	56,346千円	58,865千円	59,484千円
営業利益(c-d)	-6,916千円	22,341千円	27,407千円
従業員数	8人 (うちパート・アルバイト 人)	9人 (うちパート・アルバイト 人)	9人 (うちパート・アルバイト 人)
積算根拠	詳細は別紙	詳細は別紙	詳細は別紙

(3) ビジネスプランコンテストの受賞や他の補助金等の実績説明 (該当案件がある場合のみ記載)

<ビジネスプランコンテストの受賞実績>

<他の補助金等の交付を受けた実績>

①コンテストの名称	
②主催/後援	
③受賞した内容	
④受賞時期	平成 年 月

①補助金・委託費名称	
②事業主体(関係省庁等)	
③テーマ名	
④実施時期/補助金等金額	/ 千円

(4) 経費明細表 (「(2) ④本事業全体に係る資金計画」の設備資金及び運転資金の内容の中から、補助事業期間中に補助対象とするものを記載してください。) (単位:円)

経費区分	費目	補助対象経費		補助金 交付希望額 (B×2/3以内)	「補助対象経費(消費税込)」に係る積算基礎・ 明細
		(消費税込)	(消費税抜)		
I 人件費	(1) 人件費	25,480,000	25,480,000		看護師 2 名 250,000 円×12 カ月×2 名=6,000,000 円 理学療法士 2 名 300,000 円 ×12 カ月×2 名=7,200,000 円 事務員・リハビリスタッフ 4 名 180,000 円×12 カ月×4 名= 8,640,000 円 賞与 (250,000 円×2 名 +300,000 円×2 名+180,000 円 ×4 名) 2 か月分=3,640,000 円 地代 500,000 円×12 カ月= 6,000,000 円 収益 62,678,00 円×1.2%= 752,136 円
II 事業費	(1) 創業に必要な官公庁への 申請書類作成等に係る経費				
	(2) 店舗等借入費	6,000,000	6,000,000		
	(3) 設備費				
	(4) 原材料費				
	(5) 知的財産等関連経費				
	(6) 謝金				
	(7) 旅費				
	(8) マーケティング調査費				
	(9) 広報費				
(10) 外注費	812,306	752,136			
III 委託費	(1) 委託費				
合計		(A) 28,652,306	(B) 28,592,136	(C) 2,000,000	

補助金採択事例

採択番号	地域事務局	申請者	事業テーマ	認定支援機関
地域2-1-86	静岡県	播本 幸代	グローバル社会に通用する子供達を育てる英会話スクール「株式会社HARIOイングリッシュスクール」の創設	株式会社イドム(富士市産業支援センターf-Biz)
地域2-1-87	静岡県	喜多 智靖	東北沿岸部での塩害対策としての土壌分析サービス事業	静岡信用金庫富士支店
地域2-1-88	静岡県	川口 貴弘	地域に密着したパン屋をめざして、体に優しく・焼きたて・つくりたてのパン屋を展開	島田信用金庫大井川支店
地域2-1-89	愛知県	柵木 哲朗	独自の韓国テイストを取り入れた韓国料理店(サムギョプサル専門店)の開業	西尾信用金庫中央支店
地域2-1-90	愛知県	伊藤 伸治	世代を超えた資産管理マネージメント事業	碧海信用金庫豊田西支店
地域2-1-91	愛知県	邊見 勇人	小児で在宅療養を必要とする患者への訪問診療の実施	税理士法人ブレインパートナー
地域2-1-92	愛知県	森下 博	美容業界における慢性的な人材不足のフォロー 美容師を目指す方へのサポート	愛知銀行金山支店
地域2-1-93	愛知県	田尾 大介	訪日外国人旅行者受入れに向けた新たな旅行サービス	西尾信用金庫鳴海支店
地域2-1-94	岐阜県	大澤 秀樹	地域の安全・安心な道路作りにも貢献できる測量事業の実施	関信用金庫長森支店
地域2-1-95	岐阜県	中嶋 純江	調剤薬局業務の実施、在宅医療の新たな展開等	大垣共立銀行白川口支店
地域2-1-96	三重県	中村 純	伊勢木綿を用いたオリジナルの商品の企画、製造、卸売事業の実施	三重信用金庫御園支店
地域2-1-97	三重県	中屋 清大	自動車販売業の創業による雇用機会の創出及び地域人口の確保	伊勢商工会議所
地域2-1-98	三重県	波多野 すみ子	着物とマナーを通じた、“輝く女性”育成スクールの運営	津商工会議所
地域2-1-99	富山県	浅野 舞子	JNA(NPO法人日本ネイリスト協会)認定資格1級及び海外留学の経験を生かし、品質の高いサービスで、ワンランク上の美と健康を提供するネイルサロンの展開。	富山銀行野村支店
地域2-1-100	富山県	高田 信一	在宅医療・地域包括ケア推進コーディネーター事業。	富山信用金庫大泉支店
地域2-1-101	石川県	奥野 裕介	能登里山里海の食材を活かした欧風料理レストラン事業の展開	志賀町商工会
地域2-1-102	福井県	宮下 学	外出が困難な方向け自動車メンテナンスサービス提供事業	福井信用金庫武生支店
地域2-1-103	滋賀県	中島 晋平	旬の食材、豊富な料理を低価格で提供する居酒屋	京都中央信用金庫堅田支店
地域2-1-104	滋賀県	藤田 康貴	建設業(遊具設置等)の創業	湖北町商工会
地域2-1-105	滋賀県	山崎 泉	女性に特化したコワーキングスペースの運営と女性起業家支援	滋賀銀行守山支店
地域2-1-106	滋賀県	坂田 弥生	24時間保育による育児支援の実施	京都信用金庫守山支店
地域2-1-107	大阪府	轡田 和彦	レディースアパレル小売業の実施	大阪信用金庫日本橋支店
地域2-1-108	大阪府	野口 昌紀	『脳快習慣化』リラクゼーションサロン事業の実施	岡田 明穂
地域2-1-109	大阪府	谷口 摩友加	バイリンガル保育・幼稚園型教育施設の設立	西川 洋史
地域2-1-110	大阪府	内藤 泉	ビジネス街にLED水耕栽培野菜を使ったサンドイッチカフェの展開	南都銀行永和支店
地域2-1-111	大阪府	湊 博司	中小企業のTCO削減を図るIT化推進	竹内友章税理士事務所 竹内 友章
地域2-1-112	大阪府	田川 純子	アジア製品のネットショップ展開による、東南アジア地域の子ども医療と女性の自立支援事業	摂津水都信用金庫千里山駅前支店
地域2-1-113	大阪府	南 昌志	ゲームのできる飲食店の展開	加藤 芳樹
地域2-1-114	大阪府	藤河 志津香	フルボ酸入り高級まつげ美容液販売の展開等	会計事務所サンタックオフィス 河合晃男



地域需要創造型起業・創業

平成25年 6月 4日

公益財団法人あいち産業振興機構
理事長 殿

住所
(〒 -)

氏名:

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）事業計画書

『地域需要創造型起業・創業』

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）の交付を受けたいので、下記のとおり事業計画を提出します。

また、5. の誓約が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

記

1. 事業テーマ名 : 小児で在宅療養を必要とする患者への訪問診療の実施
2. 事業計画の骨子 : 在宅医療が必要な小児患者に対して、現在は殆ど提供されていない在宅への診療を行うため、それを専門とする診療所を開設し訪問診療、往診を提供する。
3. 補助金交付希望額 : 2,000 (千円)
4. 補助事業期間 : 当該補助事業を行う期間は、以下の通りです。

(事業開始日) 交付決定日以降 ~ (事業完了予定日) 平成 26年 5月 31日

5. 誓約

- ①私（当社）は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私（当社）現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ③私（当社）現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。

(注) ・本様式は1頁以内に収めてください。

・必要添付書類については、募集要項 P32 【参考】添付書類チェック表をご確認ください。



事業計画説明書

1 事業の内容

小児在宅医療を専門とした診療所

運動、呼吸、循環などの障害のため、在宅療養を行っていて濃厚な医療を必要としている状態であるため頻回に医療が必要な状態であるにもかかわらず、身体的問題などにて通院が困難な小児患者に対する訪問診療や往診の実施。

2 製品・サービスの独創性

在宅医療を必要とする小児への訪問診療や往診は必要であるにもかかわらず、現在全国的にみても行っている医療機関はほとんど存在しない。その場合の日常の医療や緊急対応は現在大規模な病院への通院によって行われている。そのため患者は非常に通院困難な状態であるにもかかわらず病院への頻回の通院を強いられる状況である。

愛知県(日本)においてまだ発達していない小児在宅医療の分野において医療資源を活用し、在宅療養を行っている小児患者に対するの日常医療を行い、また主治医との連携を蜜にはかることによって専門性も保ち、より自然な生活を送れるよう手助けする。

3 市場の特性、市場規模

重症心身障害児は人口2万人当たり約3人といわれている。在宅療養を必要とする患者は心身障害児のほかにも先天性の疾患、生まれてからの疾患により心身障害児でなくても経管栄養や、胃ろう、在宅酸素、在宅人工呼吸器、気管切開などを行っている患者も多く存在する。このため、名古屋市内だけでも在宅療養を必要としている患者は千人近く存在していると思われる。

現状ではこのような在宅療養を必要とする小児患者に対する在宅医療を行っている小児科医もしくは内科医はわずかで、規模もそれぞれ数人程度しか行われていない。

4 創業する動機・きっかけ及び将来の展望

現在の医療技術の進歩によって小児においても人工呼吸器や胃ろうなどかなり高度なケアを受けながらも在宅生活を送ることが可能になり、入院ではなく家族と過ごすことの重要性から在宅医療の必要性が急速に増え、推進されている。一方で、在宅へ移行した患者家族に対する自宅でのサポートは未発達なため、日常の管理や通院などによる家族への負担は非常に重く、平穏な生活を送ることが大変困難である。

また、通常の小児科診療所の特性として予防接種、検診などの業務があり、訪問診療の時間が限られ十分な在宅医療を提供できておらず、在宅を専門とする診療所を開設することでこれらのサービスを提供したい。

将来は新たに小児在宅医療を目指す者が増えるような人材の育成や、他診療所との連携によりほかの小児科診療所への関心を高めてもらいすべての在宅療養患者が在宅での医療が受けられることを目指していく。

5 スケジュール(採択後3年間に取り組む事業内容と実施時期)

実施時期	取り組む内容
1年目	平成25年10月 診療所の場所の選定、契約、導入医療器材の選定など 平成25年12月 基幹病院、診療所、訪問看護ステーションへの連携依頼
2年目	平成26年4月 診療所の開設、保険医療機関への登録 平成26年5月 保険医療機関として診療開始
3年目	平成27年 小児在宅医療に関する新たな問題点の洗い出しと解決 各種学会、シンポジウム等での現状の報告、他の診療所や、新規人材の獲得により小児在宅医療分野のすそ野を広げる

6 売上・利益等の計画

(単位:千円)

	25年4月 ~26年3月期		26年4月 ~27年3月期		27年4月 ~28年3月期	
①売上高		千円	17,640	千円	25,200	千円
②売上原価		千円	1,905	千円	2,722	千円
③売上総利益(①-②)		千円	15,735	千円	22,478	千円
④販売管理費		千円	12,535	千円	13,070	千円
営業利益(③-④)		千円	3,200	千円	9,408	千円
従業員数	(うちパート・アルバイト 人)		3人 (うちパート・アルバイト 2人)		3人 (うちパート・アルバイト 2人)	

7 創業する事業の知識、経験、人脈、熱意

病院、病院、病院の新生児集中治療室(NICU)に勤務、高度な医療を必要とする重症新生児患者の入院管理や、外来での小児在宅患者の管理を行った。現在は内科診療所副院長として高齢者や障害者の在宅医療を担当し外部の訪問看護ステーションとの連携もはかるとともに、病院の非常勤医師として新生児集中治療室で最新の医療を学びながら、病院の非常勤医師として小児在宅患者の管理を行っている。

8 価格設定、販売促進活動

価格(収入)は公費、医療保険にて設定された診療報酬とする。診断書料等自費診療分の価格設定は、地域、近隣の診療所とほぼ同等の価格設定とする。
各基幹病院小児科、在宅担当者との連携や、ホームページでのPR、地域医師会、診療所、訪問看護ステーションとの連携により新規患者の獲得を目指す。

9 資金調達方法 (単位:円)

※補助金の支払は、事業終了後の精算払となります。事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がありますので、当初の資金調達について伺います。

<補助対象経費の調達一覧>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
補助金 ※1	2,000,000	
金融機関からの借入金	10,000,000	
その他		
合計額 ※2	12,000,000	

<補助金相当額の手当方法>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金	2,000,000	
金融機関からの借入金		
その他		
合計額	2,000,000	

○上記以外の必要経費 ※3 円 [調達先(該当に○): 自己資金・金融機関からの借入金・その他]

※1 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金交付希望額 F と一致

※2 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金対象経費合計額 E と一致

※3 「上記以外の必要経費」とは、創業及び販路開拓に必要な経費のうち登録免許税、消耗品等補助対象とならないもの

1~9の各項目について記載内容が多い場合は、行数を適宜増やしてください。

補助事業の経費明細

単位：円

経費区分	内 訳 (内容・目的、積算明細)	事業に要する経費 (消費税抜きの金額)	備考
1 創業事業費	① 人件費	開業1ヶ月前～開業後6ヶ月 人件費 事務員2、看護師1 月40万円	2,800,000
	② 起業・創業に必要な官公庁 への申請書類作成等に係る 経費		
	③ 店舗等借入費	保証金	1,000,000
	④ 設備費	電子カルテソフト、デスクトップPC、ノートブックPC、複合機、超音波診断装置、 カプノメータ、SpO2モニター、オートクレーブ	6,000,000
	⑤ 原材料費		
	⑥ 知的財産権等関連経費		
	⑦ 委託費		
	⑧ 謝金		
	⑨ 旅費		
	事業に要する経費(消費税抜き) ①～⑨ 合計額		A 9,800,000
補助金交付希望額A欄の合計の2/3以内		B 2,000,000	
2 販路開拓費	① マーケティング調査費		
	② 広報費	ホームページ、案内状作成	1,200,000
	③ 委託費	開業支援コンサルティング	400,000
	④ 謝金		
	⑤ 旅費	病院、関連施設訪問	600,000
	事業に要する経費(消費税抜き) ①～⑤ 合計額		C 2,200,000
補助金交付希望額C欄の合計の2/3以内		D	
E 補助金対象経費合計額 (A+C)		12,000,000	
F 補助金交付希望額 (B+D)		2,000,000	
但し、『地域需要創造型起業・創業』 : 下限100万円以上 上限200万円以内			

平成25年 5月 24日

公益財団法人あいち産業振興機構
理事長 志 治 孝 利 殿

認定支援機関

住 所 名古屋市中区栄4-14-31
電話番号 052-249-2301
名 称 税理士法人プレインパートナー
代表者名 矢野 厚登



〔上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認する認定支援機関の内部規定等により判断してください。〕

担当者 部署名 代表
氏 名 矢野厚登
連絡先 052-249-2301

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）に係る事業計画書の確認書

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）における補助金への応募を下記1.の者が行うに当たり、下記2.のとおりに事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援・報告等を行うことについて確認します。

なお、本確認書の提出に先立ち、応募者の本人確認及び応募者が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、これら反社会的勢力と密接な関係を有する者でないことの確認を行っています。

記

1. 応募者

氏名・企業名	
住所	
電話番号	

2. 確認事項

	確認事項	支援内容	期間・頻度等
1	事業計画の策定と今後の見通し	マーケットリサーチの検証、5期計画書の策定	2年間、月1～2回
2	資金計画の確実性	投資予算の確認、金融機関との打合せ	2年間、月1～2回
3	補助事業の適正な実施及び事業の成果に係る確認	毎月の進捗管理と、係数によるモニタリング	2年間、月1～2回
4	マーケティングの内容	統計的手法に基づく患者予測	3ヶ月間 3回
5	人材・労働力の確保	スタッフ募集の手続き、面接立会い 給与設定等の支援	1年間
6	中小企業会計要領等の活用	要領に基づく決算書の作成指導	3年間
7	専門的課題の解決（具体的分野）		

※ 1 事業計画の策定支援、2 資金計画の確実性、3 補助事業の適正な実施及び事業の成果に係る確認については必須とし、その他の支援は必要となる項目を記載してください。支援内容・期間・頻度等は補助事業期間中に限定せず、将来的に実施予定のものも含めて記載ください。（なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。また、必ずしも補助対象事業期間中に融資が見込まれることを必須とするものではありません。）

※ 外部専門家等の招聘により対応する項目についても記載し、内容の欄には費用見込みを併せて記載してください。

3. 連携している金融機関（「認定支援機関」欄に記入する金融機関の場合のみ記載してください）

金融機関名	豊田 銀行 支店
住所	
担当者名	支店長 印
電話番号	

※連携している金融機関との間に締結した覚書等の写しを添付してください。

これまでに採択された、医療関連分野の事業例

1	介護予防型デイサービス事業の実施
2	在宅医療運営支援における訪問診療統括支援室の設置
3	リハビリテーションに特化した通所介護事業
4	訪問リハビリマッサージの実施
5	院内カフェの運営
6	予防に力を入れた診療を経営理念とした胃腸内科、内科、小児科、小児アレルギー科の診療所展開
7	ホスピタリティに溢れる歯科医院の開設
8	地域医療全体が、かかりつけ医となる仕組み創造事業
9	メタボリック対応焼鳥店の開業
10	精神疾患の予防を目的としたオーダーメイドリラクゼーション業の展開
11	変形性膝関節症患者のADLやQOLの改善をサポートする事業
12	白斑等の治療ができる高度先進皮膚科クリニックの展開
13	小規模認知症予防・改善に主眼を置いた通所介護事業の展開
14	ヘアケアエイジング、髪と頭皮のドクターサロンの実施
15	医療と介護のワンストップサービス
16	地域医療における小児心身症、発達障害、不登校などへの積極的な取り組みの実施 ～現場支援や教育機関との積極的な連携～
17	めまい専門治療の診療所の開設・運営による地域医療への貢献
18	妊産婦、小児を主に受け入れる調剤薬局
19	地域密着型の耳鼻咽喉科診療所の新規開業
20	医療・美容・教育を統合する小原トリートメントセンター(仮称)の展開
21	予防歯科・インプラント治療を中心とした歯科医業の実施
22	森山消化器科内科クリニック(無床診療所)の新規開設
23	富裕層をターゲットにしたメディカルサロンの実施
24	地域に根ざした最先端医療の提供・予防治療を中心とした歯科医院の創業
25	訪問看護ステーションの運営及びカフェ営業による地域貢献
26	アトピー患者を中心とした漢方専門相談薬局
27	外国人のための、英語による快適で安心できる思いやりのある歯科サービスの実施
28	西洋医学と漢方の診察治療を併用した耳鼻咽喉科クリニックの開業
29	女性歯科医師・女性スタッフのみで「より健康に」「より美しく」「丁寧な診療を」を行う歯科医院

クリニックで使える助成金一覧

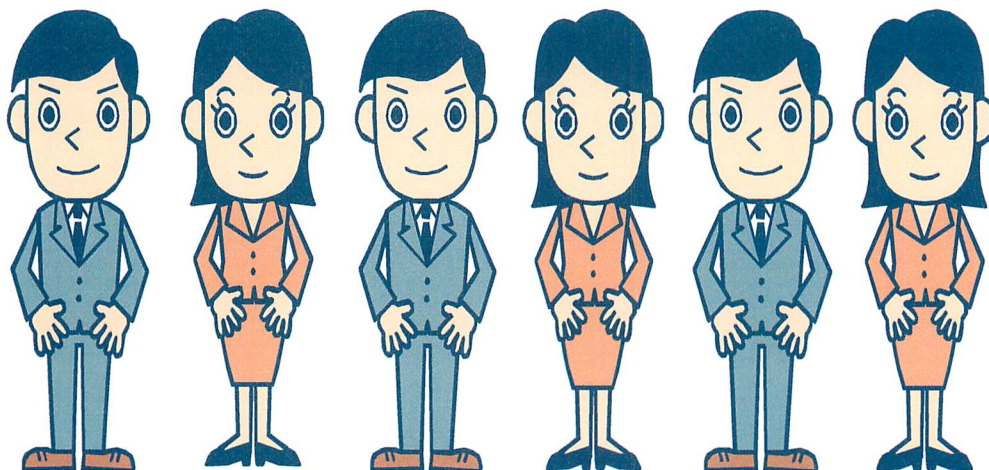
	種類	概要	助成金額
1	特定就職困難者雇用開発助成金	母子家庭の母等、就職が特に困難な者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対し、賃金の一部を助成	1人当たり90万円 短時間労働者（※）は60万円 ※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
2	高齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の離職者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対し、賃金の一部を助成	1人当たり90万円 短時間労働者は60万円
3	高齢者雇用安定助成金	高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置（※）を実施する事業者に対して助成 ※定年の延長等	60歳以上雇用保険被保険者 1人当たり上限20万円
4	トライアル雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者（※）について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成 ※未経験者、学卒3年以内、妊娠出産後1年経過者、母子家庭の母等	1人当たり月額最大4万円（最長3か月間）
5	子育て期短時間勤務支援助成金	就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成	1人目40万円、2～10人目15万円
6	キャリアアップ助成金 正規雇用等転換コース	有機契約労働者等を正規雇用等に転換または派遣労働者を直接雇入れた事業主に対して助成	有期→正規 1人当たり40万円
7	短時間労働者の所定労働時間延長助成金	短時間労働者の所定労働時間の延長（※）を行った事業主に対して助成 ※週25時間未満の有期契約労働者を30時間以上に延長し、社会保険を適用	1人当たり10万円

雇用促進税制

(事業主の方へ)

雇用促進税制 を、ご活用ください！

雇用者を1人増やすごとに**40万円**の税額控除を受けられます



- ◆ 雇用促進税制とは、**適用年度中^{※1}に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除^{※2}の適用が受けられる制度です。
- ◆ **雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除**が受けられます。
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ**「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要**があります。

※1 平成26年4月1日～平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。
個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日まで。
以下、「適用年度」といいます。

※2 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

◆ 税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください



厚生労働省 都道府県労働局

LL260401政01

対象となる事業主の要件

□ 青色申告書を提出する事業主であること

□ 適用年度とその前事業年度※¹に、事業主都合による離職者※² がないこと

※¹ 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。

※² 雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

□ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業※¹の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加※²させていること

※¹ 中小企業とは以下のいずれかを指します。(詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照)

- ・資本金1億円以下の法人
- ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人(個人事業主の場合は、常時使用する従業員が1000人以下の個人)

※² 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者数}}$$

●適用年度以前から雇用していた人が適用年度途中で65歳となり、高年齢継続被保険者として適用年度まで雇用していた場合には、当該人数を前事業年度末日の雇用者数から引いた上で雇用者増加数を算出します。

□ 適用年度における給与等※¹の支給額が、比較給与等支給額※²以上であること

※¹ 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特権関係者(役員の親族など)に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

※² 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

□ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

確定申告までの流れ

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後2か月以内に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください!

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2か月以内(個人事業主の場合は3月15日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※確認に約2週間(4月・5月は1か月程度)要しますので、確定申告期限間に合うよう手続きをお願いします。

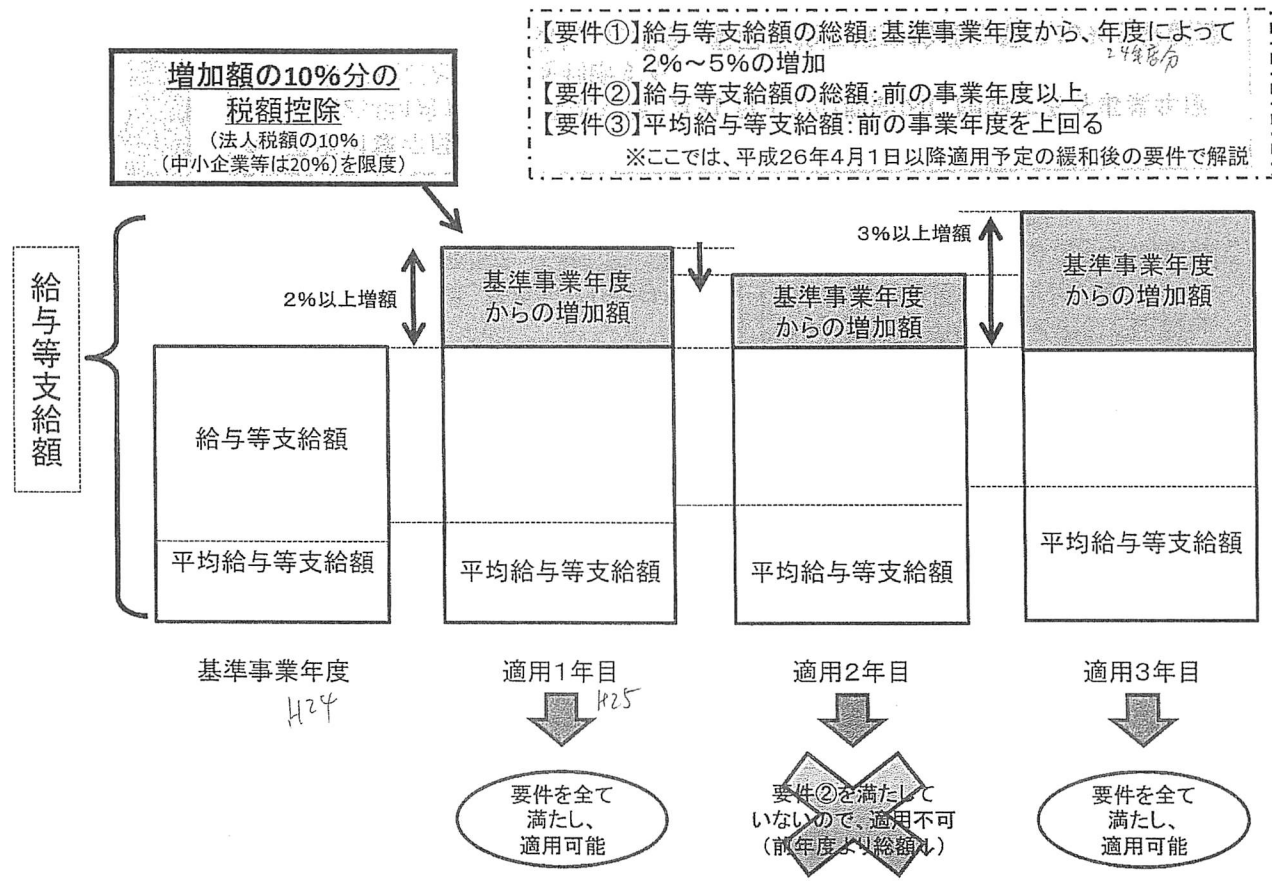
③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認について：本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について：最寄りの税務署

1-1. 所得拡大促進税制の概要(全体像)



1-2. 所得拡大促進税制の概要(要件と措置の内容)

➤ 法人および個人事業主が、使用人に対する給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)

要件	<p>【現行 ~平成26年3月31日まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 給与等支給額が基準事業年度(※)の給与等支給額と比較して5%以上増加していること ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと <p>※基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度のこと(次ページ参照)。</p>	<p>【要件緩和後 平成26年4月1日~】</p> <p><改正①> 増加率「5%」を緩和 → 適用1~2年目については2%、3年目については3%、4~5年目については5%と段階的に増加</p> <p><改正③> 平均給与等支給額の比較方法を変更 → 「継続雇用者」に限定して比較し、「前年度を上回ること」とする (新規採用者や退職者を除いた金額で比較できるように改正)</p>
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用対象年度 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度(各年度ごとに適否を判断する) ● 上記の3つの要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%を税額控除できる ● ただし、控除できる税額は、その適用事業年度における法人税の額(個人事業主の場合は、所得税の額)の10%(中小企業等の場合は、20%)を限度とする 	

設備投資促進税制

即時償却または税額控除5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却50%または税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

□ 対象設備

最新設備を導入する場合

最新設備 **簡便な手続(事業者の申請不要)**

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

利益改善可能 **投資計画の申請が必要**

機械装置、工具、器具備品、建物、
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

□ 利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

[必要手続]

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

[要件]

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
注:生産性=「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等

一定の価額以上であること

- 機械装置:160万円
- 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物:120万円
- 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

[必要手続]

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の
事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請して
ください。

[要件]

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)
であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

一定の価額以上であること

- 機械装置:160万円
- 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物及び構築物:120万円
- 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518

近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通)03-3501-1560

詳しくはホームページをご覧ください。 http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

